

令和8年5月1日採用 美唄市病院事業職員採用試験案内

【募集職種】理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のいずれかの免許取得者又は取得見込みの方

【採用日】 令和8年5月1日

【受付期間】 令和8年4月2日(木) 必着

【試験日】 令和8年4月10日(金)

1 勤務場所・受験資格・採用日・採用人員

勤務場所	受験資格	採用日	採用人員
市立美唄病院	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のいずれかの資格取得者又は資格取得見込みの方。昭和61年4月2日以降に生まれた方	令和8年 5月1日	若干名

2 各種要件

次のいずれかに該当する方は、受験することができません。

- ① 日本国籍を有しない方
- ② 地方公務員法第16条に規定する次のいずれかに該当する方
 - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
 - (2) 美唄市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
 - (3) 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

(注)受験資格等ご不明な場合は、申込前にお問い合わせください。

3 試験内容・試験日程・合格発表等

【試験内容】

個別面接および作文試験を行います。

試験日時・試験会場等、詳細については、別途通知します。

【合格発表】

合否決定次第、文書で通知します。

なお、試験結果については、電話等ではお答えできませんので、ご承知おきください。

【健康診断の実施】

合格者に対して、健康診断を行います。なお、健康診断に要する費用は自己負担となります。

4 受験の申込み手続き等

【提出書類】

- ① 美唄市病院事業職員採用試験申込書
- ② 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のいずれかの免許証の写し(資格取得者)
- ③ 卒業見込み証明書(資格取得見込み者)
- ④ 成績証明書(資格取得見込み者)
- ⑤ 返信用封筒 ※110円切手を貼付した長形3号封筒に、受験者氏名、住所を記載してください。

(注)美唄市病院事業職員採用試験申込書には、3カ月以内に撮影した同一の写真(縦4cm×横3cmで、脱帽・上半身・無背景・正面向きのもの)を貼付してください。なお、写真の裏面に氏名を記載してください。

【申込先】

市立美唄病院事務局総務課

〒072-8555 美唄市西2条北1丁目1番1号 TEL0126-63-4171

【受付期間】

令和8年4月2日(木)必着

【受付時間】

午前8時30分から午後5時00分まで(市立美唄病院開院時間)

5 合格から採用まで

合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿(確定日から1年間有効)に登録され、この中から採用者が決定されます。

なお、受験資格がないこと、試験申込書に虚偽の記載がなされたことが判明した場合は、合格を取り消します。

6 給与・勤務条件等

(1) 初任給

大学卒(4年) 239,800円(医療職(二)2級1号俸)

短大卒(3年) 232,900円(医療職(二)1級17号俸)

(注)令和7年4月1日現在のものです。

なお、初任給は採用前の学歴、経歴等に応じて加算されることがあります。

(2) 諸手当

手当区分	内 容
扶 養 手 当	被扶養者一人当たり 6,500～13,000 円/月が支給されます。被扶養者が 15～22 歳の場合は 5,000 円/月が加算されます。
住 居 手 当	月額 16,000 円を超える家賃を支払っている場合に、28,000 円/月を限度に支給されます。
通 勤 手 当	自宅からの通勤距離が 2km 以上の場合に支給されます。自動車等交通用具利用の場合は、通勤距離に応じて、38,700 円/月を限度に支給されます。交通機関利用の場合は、原則実費支給となりますが、55,000 円/月限度となります。
寒 冷 地 手 当	扶養状況などに応じ、9,800～26,000 円/月が支給されます。(ただし、11 月から翌年 3 月までの支給となります。)
期 末 ・ 勤 勉 手 当	民間のボーナスに相当する手当で、年間の支給割合は 4.65 月(令和 7 年度実績)となっています。(ただし、採用後の最初の支給額は、勤務期間に応じて減額されます。)
そ の 他 の 手 当	時間外勤務手当が支給されます。

(注1)令和7年4月1日現在のものです。

(注2)期末・勤勉手当は、6月及び12月に支給されます。その他の手当は、毎月の給料と一緒に支給されます。

(注3)諸手当の支給要件等の詳細については、病院の規程によります。

(3) 勤務条件

始業 午前8時30分

終業 午後5時00分

休憩 午後0時15分から午後1時00分

(4) 休暇・休業制度

① 年次休暇

毎年1月1日に20日付与され、20日を限度に翌年に繰り越すことができます。採用初年度は採用月に応じた付与となります。(例：5月1日採用の場合は、13日付与)

② 特別休暇

産前産後の休暇、育児参加休暇、服喪の休暇、法要・結婚等の休暇、子の看護休暇、短期介護休暇、夏季休暇、ドナー休暇、ボランティア休暇、妊娠又は出産後通院の休暇があります。

③ その他の休暇・休業制度

介護休暇、育児休業、育児短時間勤務制度などがあります。

(5) 福利厚生

- ・北海道都市職員共済組合の組合員となり、病気やけが、出産などに対して給付が受けられるほか、各種貸付制度、宿泊助成制度、貯金制度などが利用できます。
- ・定期健康診断のほか、希望者には、人間ドック(35歳以上)や脳ドック(40歳以上)を行っています。
- ・その他市立美唄病院職員福利厚生会の会員となり、両会がそれぞれ実施する各種事業を利用できます。

7 その他

- ・申込書類は、返却しませんのでご了承ください。

受験に関する問い合わせ等は下記まで連絡ください。

市立美唄病院事務局総務課

〒072-8555 美唄市西2条北1丁目1番1号 TEL0126-63-4171